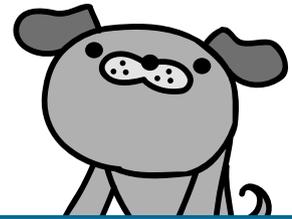


ペットを飼うことを簡単に考えていませんか？  
飼う以上、飼い主には責任が生じます！



## 10月は「飼い主マナー向上推進月間」です！

動物を適切に飼育することは飼い主の責務であり、動物愛護の根幹でもあります。飼育している動物の健康と安全の保持、人の生命や財産への危害の防止、他人への迷惑防止等について常に留意し、動物を最期まで飼育することが飼い主に課せられた責務です。

村には毎年、犬・猫の放し飼いや糞尿の放置、鳴き声・臭気など不適切な動物の飼育による苦情、飼育中途での動物の放棄や遺棄に関する相談、飼育能力を超えた多頭飼育についての苦情等、多くの相談や苦情が寄せられています。この機会に、飼い主としての責任をあらためて見直し、近隣への迷惑行為を未然に防ぐとともに、動物の適正な飼育管理に努めるよう心掛けてください。



ぼくもみんなに迷惑を掛けないようにしたいけど…

### ふんの持ち帰りは当たり前です！

自分の愛犬であれば、たとえ汚いと思っても責任を持って後始末するのが飼い主のマナーです。犬の散歩に行くときは、シャベルやビニール袋を忘れず持ち歩きましょう。

住んでいる地域に犬や猫のふんが落ちていたり、誰でも気持ち良いものではありません。地域の方に不快感を与えることなく、また住民間のトラブルを防ぐためにも、飼い主として最低限のマナーを守ることは大きな義務です。



ぼくも、誰かを怖がらせたりしたくないけど…

### ペットの行動を制御しましょう

飼い犬にリード着用することは、飼い主の義務です。

散歩コースには犬が苦手な方もいます。場合によっては、危険な事故に繋がり、愛犬や無関係の方が巻き込まれる可能性があります。愛犬の命、また、自分の周りの方々の安全や命を守るためにも必ずリードを着用してください。

また、猫は基本的に室内で飼うものです。猫は餌が十分に与えられていれば特に広い空間を必要としません。室内で飼うことで、交通事故に遭う心配もなく、伝染病の未然防止にもつながります。



散歩大好き！でも、散歩のマナーを守ることも大切なんだね

### 威嚇・興奮・ほえる犬のしつけを！

散歩中にすれ違う人や犬、自転車等に激しくほえかかる犬がいます。犬同士のけんかや人への危害を防ぐために、まずは基本的な散歩の練習が必要です。犬が集まる公園等で遠くからさまざまな音を聞かせたり、犬や人の様子が感じられる場所で静かにしていることを練習させたり、たくさんの人や犬とのふれあいなど、さまざまな経験をさせたりすることで、犬は人間社会で安全に生きていくためのコツを学習します。飼い主は、愛犬の正しいしつけを心掛けてください。

#### 【問い合わせ】

環境政策課環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県動物指導センター(☎029-672-1200)